

Ⅱ 平成 23 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価の改善方策

目標管理型の政策評価（注）について、行政事業レビューと連携しつつ、各行政機関の政策のミッションの明確化・体系化及びメリハリのある分かりやすい政策評価の実現等に向けた検討を進め、平成23年度においては、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組について」（平成23年4月27日付け総評政第14号行政評価局長通知）に基づく試行的取組を行った。

当該取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、法及び基本方針の下、平成24年3月、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）を改正した。さらに、当該ガイドラインの改正に当たっての基本的考え方、趣旨、実施内容等を明確化するため、各行政機関における平成24年度からの取組についての標準的な指針として、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）を策定した。

（注）「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

目標管理型の政策評価の改善方策の概要

1 改善の視点

- 各行政機関における政策体系及び政策のミッションの明確化
- P D C Aサイクルを通じたマネジメントの向上
- 国民に対する説明責任の徹底
- 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保、事務負担の軽減

2 改善のポイント

(1) 事前分析表の導入

- ・ 事前（施策の実施前）に施策目標を公表するとともにその達成手段（事務事業）との関係（政策体系）を整理
- ・ 各行政機関共通の標準的な様式の導入により、統一性・一覧性を確保

(2) 評価書の標準様式の導入等

- ・ 重要な情報に焦点を絞って提示することにより、メリハリのある分かりやすい評価を推進
- ・ 各行政機関共通の標準的な様式の導入により、統一性・一覧性を確保
- ・ 政策評価における行政事業レビューの情報の活用

目標管理型の政策評価の改善方策については、総務省ホームページ([http:// www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56002.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/56002.html))参照のこと。

2 評価結果の政策への反映

(1) 公共事業等における休止又は中止事業数、総事業費等

ア 平成 23 年度の休止等事業数、総事業費

法第 7 条第 2 項においては、事業採択後、5 年経過しても着工していない（未着手）、又は 10 年経過しても完了していない（未了）公共事業や政府開発援助等を対象に再評価を行うことが義務付けられている。

これに該当するものを始めとして、評価結果を踏まえ、平成 23 年度に休止又は中止することとされた公共事業等は、表 2 のとおり、3 行政機関で計 17 事業、総事業費ベースで計 2,746.4 億円（昨年度は、9 事業の中止、980.8 億円）となっている。また、17 事業の休止又は中止に係る残事業費は、2,267.9 億円（昨年度の残事業費は、255.8 億円）である。

表 2 平成 23 年度に休止又は中止とされた公共事業等

（単位：億円）

公共事業名	個別事業名等（都道府県等）	分類	総事業費	残事業費
外務省 1 事業（総事業費計 1.61 億円）				
政府開発援助	ビジャカパトナム港拡張計画（E/S）（インド）	中止	1.61	1.61
農林水産省 6 事業（総事業費計 210.83 億円）				
水産流通基盤整備事業	塩釜地区（宮城県）	中止	18.40	2.77
	気仙沼地区（宮城県）	中止	40.00	14.60
	石巻地区（宮城県）	中止	32.64	7.20
地域水産物供給基盤整備事業	西浦地区（福岡県）	中止	17.60	2.95
広域漁場整備事業	鳥取沖地区（鳥取県）	中止	81.34	55.94
水産生産基盤整備事業	灘内地区（大分県）	休止	20.85	0.30
国土交通省 10 事業（総事業費計 2,533.95 億円）				
ダム事業	七滝ダム建設事業（熊本県）	中止	395.00	383.29
	大和沢ダム建設事業（青森県）	中止	287.00	277.69
	大多喜ダム建設事業（千葉県）	中止	158.60	91.33
	武庫川ダム建設事業（兵庫県）	中止	290.35	274.89
	奥戸生活貯水池整備事業（青森県）	中止	90.00	68.76
	大谷川生活貯水池整備事業（岡山県）	中止	59.00	47.78
	吾妻川上流総合開発事業（群馬県）	中止	847.00	819.63
	槇尾川ダム建設事業（大阪府）	中止	128.00	64.80
道路・街路事業	一般国道 56 号 五十崎内子拡幅（愛媛県）	中止	154.00	31.47
	一般国道 361 号 姥神峠道路（延伸）（長野県）	中止	125.00	122.91
合計	17 事業	—	2,746.39	2,267.92

（注） 外務省の総事業費は、供与限度額である。

イ 法施行後における休止等事業数、総事業費等

法が施行された平成14年度から23年度までの10年間で休止又は中止することとされた公共事業等は、表3のとおり、計267事業、総事業費等の累計は約4.5兆円に上っている。

表3 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費等

(単位：億円(上段)、事業数(下段))

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	338 (8)	—	11,353 (37)	11,691 (45)
15	505 (4)	194 (2)	14 (1)	1,217 (3)	6,940 (43)	8,870 (53)
16	481 (3)	68 (1)	17 (3)	1,430 (2)	1,330 (16)	3,326 (25)
17	—	1,540 (5)	238 (13)	435 (1)	6,188 (22)	8,401 (41)
18	—	1,398 (8)	56 (3)	685 (4)	919 (13)	3,058 (28)
19	60 (1)	186 (3)	59 (4)	—	324 (5)	629 (13)
20	—	722 (3)	37 (4)	335 (3)	1,722 (12)	2,816 (22)
21	—	21 (2)	49 (3)	171 (1)	2,353 (8)	2,594 (14)
22	159 (1)	803 (4)	14 (1)	—	5 (3)	981 (9)
23	2 (1)	—	211 (6)	—	2,534 (10)	2,746 (17)
合計	1,207 (10)	4,932 (28)	1,033 (46)	4,273 (14)	33,668 (169)	45,112 (267)

(注) 総事業費等の記載に当たっては、行政機関ごとに一億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費等の合計額と合計欄(右欄)に記載された金額は一致しない。

(2) 一般分野の政策における反映の例

一般分野の政策（注）のうち、評価結果を踏まえて、政策（事業）の統合を行ったものや制度等の改正を行ったものなどの例は、表4のとおりである。

（注） 本報告において、「一般分野の政策」とは、法において事前評価が義務付けられている特定5分野（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）を除く政策をいう。

表4 一般分野の政策における反映の例

区分	評価対象政策	評価結果を踏まえた政策への反映状況 (主なもの)
政策（事業）の統合を行ったもの	土壌環境の保全 〔環境省〕	市街地等土壌汚染対策として、平成22年4月より施行されている改正土壌汚染対策法及び平成23年7月に改正された同法施行規則を円滑に施行するため、十分なフォローアップが必要との評価結果を踏まえ、自然由来の土壌汚染等に係る課題の抽出及びその対策の検討を実施する一方、業務の効率化を図るため、土壌汚染の自主調査に関する状況把握及び促進支援検討業務については、土壌汚染調査・対策手法検討調査に統合することとした。
制度等の改正を行った（行うこととした）もの	消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進 〔消費者庁〕	消費者基本計画の工程表に沿って、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行うとの評価結果に基づき、集団的消費者被害救済制度の在り方等について検討を行い、さらにその検討結果を踏まえて、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする消費者安全法改正法案を国会に提出した。
課題解決のために必要な予算又は機構定員要求を行ったもの	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 〔国家公安委員会・警察庁〕	業績目標である「取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化」の達成は十分とは言い難く、引き続きこれら組織の弱体化に努める必要があるとの評価結果、及び同結果の政策への反映の方向性として「薬物対策重点強化プラン」に基づく薬物密輸・密売組織の壊滅に向けた取締強化等の各施策を強力に推進するとともに、密輸・密売対策用装備資機材の充実等を図ることとされたことを踏まえ、密輸対策用資機材整備のための経費等を新規に要求した。 また、国際薬物・銃器犯罪組織等の壊滅に向けた対策強化のための機構（国際薬物・銃器犯罪組

	メンタルヘルスケア対策の強化 〔防衛省〕	<p>織捜査指導官) を新規に要求した。</p> <p>東日本大震災への対応は、原発事故への対処、御遺体の収容など、自衛隊員にこれまでに類を見ない大きな心理的負担を伴うものであり、将来的なPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の発症や発症した場合の対応について、メンタルヘルス専門家の不足や教育の不足など、メンタルヘルスの実施態勢の不足が指摘されている。また、今後発生し得る有事、大規模災害等へ備える必要がある。以上のことから、平素からの態勢整備、専門家の確保及び育成、長期的なメンタルヘルス態勢の整備の対策を防衛省・自衛隊全体の施策として総合的かつ計画的に取り組むことが必要との評価結果を踏まえ、同対策に係る態勢整備のために定員を新規に要求した。</p>
--	-------------------------	---

3 各行政機関における特徴的な取組

各行政機関は、法、基本方針、基本計画等に基づき、政策評価について着実に取り組んでいるところである。ここでは、評価書の内容を分かりやすく説明するため、特徴的な取組を行っている事例を紹介する。

(1) 東日本大震災への対応状況の分かりやすい記載

[財務省]

財務省では、東日本大震災への対応について、平成23年3月31日までに行った主な取組を「平成22年度政策評価書」の別紙として整理し、政策分野ごとに分かりやすい形で記載している。

【財務省平成22年度政策評価書（抜粋）】

(別紙2)

東日本大震災への対応 —平成23年3月31日までの主な取組状況—

財務省は、東日本大震災（以下「震災」といいます。）への対応として、平成23年3月31日までに主に以下の取組を行いました。

(注) 震災の発生を受け、財務大臣は震災発生当日（平成23年3月11日）に、災害応急対策及び災害復旧を推進するため、災害対策基本法第36条第1項の規定により定められた財務省防災業務計画第4条に基づき、財務省に財務省災害対策本部（構成メンバー：本部長 事務次官、副本部長 大臣官房長ほか）を設置しました。

1. 財政

(1) 平成22年度予算の予備費を数次にわたり活用し、当面の被災者の支援に必要な食料品、飲料水及び自衛隊の活動に必要な燃料の購入等に計678億円の使用を決定しました。

【総合目標1】

(2) 震災に起因して、止むを得ず翌年度に予算を繰り越す必要が生じた事業における繰越事務手続きについて、申請書類の簡素化など特例的な措置を講じ、対応しました。

【政策目標1-3】

2. 税制等

(1) 税制においては、今般の震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、被災納税者の実態等に照らし、緊急対応の措置として、現行税制を適用した場合の負担を軽減する等の措置について早急に検討を進める等の対応をとりました（当該措置を内容とする「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」は、平成23年4月19日に国会に提出し、同月27日に可決・成立、同日公布・施行されました。）【政策目標2-1】

(2) 今般の震災に関して、国税については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

に納税地を有する納税者について、平成23年3月11日以降に到来する全ての国税に関する申告・納付等の期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長しました。【政策目標2-2】(注)

また、関税については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における被災者について、同年3月11日以降に到来する全ての関税に関する法律に基づく申請等の期限の延長や証明書交付手数料等の軽減を別途財務省告示で定める期日まで行うこととしました。【政策目標5-3】

(注) 政策目標2-2は、国税庁の実績の評価の実績目標です。

(2) 分かりやすい評価書の作成（専門的用語への注釈・解説の付記）

国民による様々な評価や判断に資する評価書の作成を目指し、政策の内容及び評価手法等が国民にとって分かりやすいものとなるよう、実績評価書において用いられている専門的な用語や指標に注釈や解説を付している事例を紹介する。

〔法務省〕

実績評価書において用いられている専門的な用語や指標に注釈を付している。

【平成 22 年度実績評価書（抜粋）】

施策名		保護観察対象者等 ^{*1} の改善更生	
測定指標	取組内容 ①	指標1 (性犯罪者処遇プログラム ^{*2} 受講者の受講前後の問題性 の変化)	実績値 別添（別表1）のとおり
		目標値等	プログラム受講者の問題性（評点 ^{*3} の平均）が 低下すること
		指標3 (社会参加活動 ^{*4} 参加者を 対象とする有益性に関する 調査)	実績値 別添（別表3）のとおり
		参考指標2 (協力雇用主 ^{*5} の数)	実績値

【文末脚注】

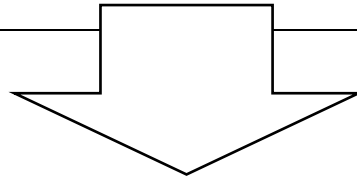
- *1 「保護観察対象者等」
保護観察対象者，更生緊急保護対象者。
- *2 「性犯罪者処遇プログラム」
自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し，心理学等の専門的知識に基づき，性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り，自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに，再び性犯罪をしないようするための具体的な方法を習得させ，上記傾向を改善するプログラム。
- *3 「プログラム受講者の問題性（評点）」
性犯罪に結び付く問題性（性に関する誤った考え方，再び性犯罪をしないための動機付け，具体的計画の不足等）を点数化して評価するものであり，問題性が大きいほど高得点となる。
- *4 「社会参加活動」
保護観察対象者に有益な社会的諸活動を直接体験させて，社会の一員としての自覚を高め，自立性や社会性をはぐくむことを目的とする処遇方法の一つ。
- *5 「協力雇用主」
犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等をその事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主。

〔農林水産省〕

実績評価書において用いられている専門的な用語について、評価書の参考資料に解説を付している。

【平成 22 年度実績評価書（抜粋）】

政策の概要	<p>食品の生産から消費に至るフードチェーン^{注1}全体において安全管理の取組強化が求められている中、食の安全と消費者の信頼の確保を図る。 このため、食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大、食品表示の適正化の推進による食品に対する消費者の信頼の確保のための施策を行う。</p>							
施策(1)	食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大							
目標①	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された許容摂取量を超えないレベルに抑制							
		基準値	実績値(※)				目標値	
		各年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	各年度
	(ア) カドミウム ^{注2} の暫定摂取許容量 ^{注3} (達成度合)	7ug/kg 体重/週	3.1 ug/kg 体重/週 (おおむね有効)					許容摂取量未滿



【参考資料 用語解説（抜粋）】

注1 フードチェーン	農林水産物の一次生産、食品や食品原料の製造、加工、保管、流通、販売、消費までの一連の食品供給の行程。
注2 カドミウム	全国各地に鉛・銅・亜鉛の鉱山や鉱床が多数あり、鉱山開発や精錬などの人の活動によって環境中へ排出されるなど、いろいろな原因により水田などの土壤に蓄積している。
注3 摂取許容量	ある物質を一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される最大摂取量。物質の毒性により1日当たり、1週間当たり、又は1ヵ月当たりの耐容摂取量が定められ、体重1kg当たりの量で表される。

